

# 令和5年度 第1回加西市環境審議会及び地球温暖化対策検討部会

日 時 令和5年8月18日（金） 14:00～16:00（予定）

場 所 加西市民会館 2F 視聴覚室

## 議事次第

### 1. 開 会

### 2. 議 事

- (1) 加西市環境審議会及び地球温暖化対策検討部会の合同開催について
- (2) 本年度の取組み内容について
- (3) (仮)太陽光発電施設の適切な設置及び維持管理に関する条例の制定について（諮問）
- (4) 加西市気候エネルギー行動計画（第2次加西市地球温暖化対策地域推進計画）の改定について（諮問）

### 3. その他

### 4. 閉 会

#### ※配布資料

- ・資料1 令和5年度加西市環境審議会及び地球温暖化対策検討部会名簿
- ・資料2 本年度の取組み内容について
- ・資料3-1 (仮)太陽光発電施設の適切な設置及び維持管理に関する条例の制定について（諮問）
- ・資料3-2 条例の制定方針について
- ・資料4-1 加西市気候エネルギー行動計画の改定について（諮問）
- ・資料4-2 加西市気候エネルギー行動計画の改定方針について
- ・資料5 脱炭素先行地域づくり事業の概要

# 本年度の取組み内容について

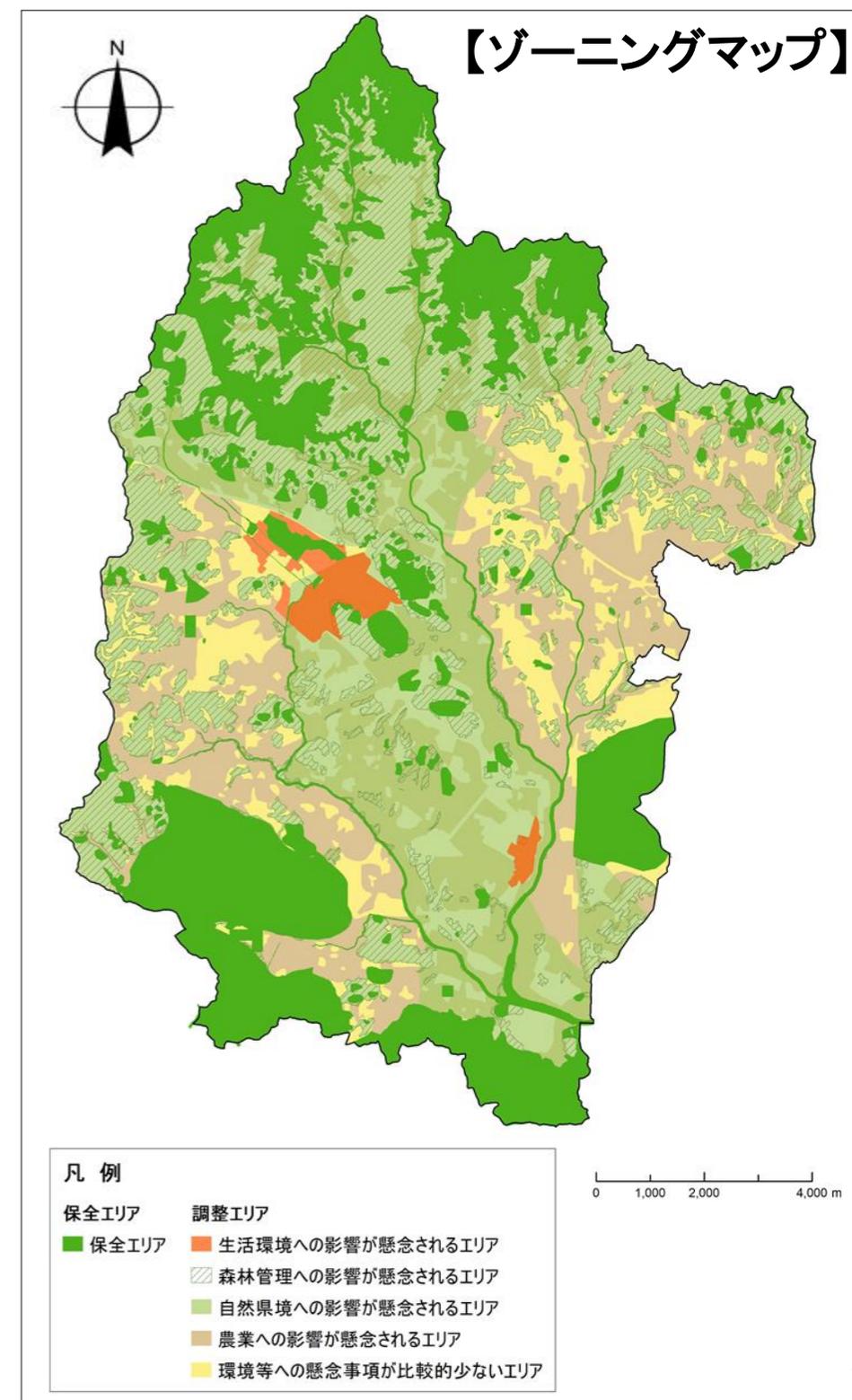
## — 目 次 —

1. 昨年度の振り返り	1
2. 本年度の取組み	2
3. 取組みの内容	3
4. 今後のスケジュール	5

加 西 市

# 1. 昨年度の振り返り

- 昨年度事業（ゾーニング事業）では、防災や環境保全の観点から、市域を太陽光発電の導入を抑制するエリア（保全エリア）と導入に際して何らかの課題が残されているエリア（調整エリア【5エリア】）に区分。
- 上記を取りまとめ「ゾーニングマップ」を作成。
- 太陽光発電の導入を促進するエリア（促進区域）の抽出には至っていない。



エリア区分		エリア区分の考え方
保全エリア		環境保全等の法令等により大きな制約がある又は重大な環境影響が懸念される等により保全すべきエリア
調整 エリア	生活環境への影響懸念エリア	住居が多数存在する地域であり、騒音や反射光等の生活環境への影響が懸念されるエリア
	自然環境への影響懸念エリア	自然環境が保全され、多様な生態系や自然景観等が保全された地域であるため、これら自然環境への影響が懸念されるエリア
	農業への影響懸念エリア	集団的に存在する農用地や生産性の高い農地等、農業上の利用を確保すべき土地として指定された土地であり、加西市における農業への影響が懸念されるエリア
	森林管理への影響懸念エリア	地域森林計画の対象となる民有林であり、森林管理への影響が懸念されるエリア
	環境等への懸念事項が比較的少ないエリア	環境影響等が比較的小さく、その他課題等も比較的少ないと考えられるエリア

## 2. 本年度の取組み

- 昨年度事業の結果を引き継ぎ、本市における脱炭素化社会の実現を促進するため、本年度は主に以下に示す2つの取組みを進める。

### 取組み ①

(仮)太陽光発電施設の適切な設置及び維持管理に関する条例の制定

昨年度作成したゾーニングマップのエリア区分を踏まえ、本市における太陽光発電施設の設置及び維持管理に関する条例を制定する。

### 取組み ②

加西市気候エネルギー行動計画の改定

国の計画や社会情勢の変化との整合を図るだけでなく、新たに制定する市条例の方針や脱炭素先行地域づくり事業の取組み内容を、計画に反映する。

### 3. 取組みの内容

#### 取組み① (仮)太陽光発電施設の適切な設置及び維持管理に関する条例の制定

- FIT制度(再生可能エネルギーの固定価格買取制度)の開始以降、太陽光発電の導入容量・件数が急速に増加し、周辺住民からの苦情やトラブルが顕在化しつつある。
- 本市の脱炭素社会の実現に向け、更なる太陽光発電施設の導入を促進する必要がある。
- 住民生活や環境と調和した太陽光発電の導入実現に向け、周辺環境に配慮した施設の建設・立地を誘導していく必要がある。

#### — 課題 —

- 太陽光発電施設の適切な設置及び維持管理を規定する統一的なルールが存在しない。
- 太陽光発電施設の導入を促進するための仕組みや制度の充実が必要。
- これまでの手法(ゾーニング)では、「促進区域」の抽出は困難。

⇒太陽光発電設備の設置や維持管理等に関する統一的なルールを定める。

⇒促進区域の在り方は、屋根置きなどの設置手法や地区・街区などの特定区域に着目し検討する。

## 3. 取組みの内容

### 取組み② 加西市気候エネルギー行動計画(以下「行動計画」)の改定

- 行動計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条に基づく「地方公共団体実行計画(区域施策編)」として位置付けられ、本市の温室効果ガスの削減目標やそのための具体的な取組み内容を体系的に取りまとめた計画。
- 現行計画策定(令和3年3月)後、国の地球温暖化対策計画が改定(令和3年10月閣議決定)され本市以上の新たな温室効果ガスの削減目標が設定された。

#### — 課題 —

- 国が掲げる新たな温室効果ガス削減目標や方針と乖離が生じており、是正が必要。
- 現在進行中の脱炭素化に向けた取組みを計画と整合させる必要がある。

⇒ 国の計画、社会情勢の変化、新たに制定する市条例の方針や脱炭素先行地域づくり事業の取組み内容に対応するため、行動計画を改定します。

## 4. 今後のスケジュール

- 2つの取組みについて、市は環境審議会に諮問し、審議会は諮問案件を審議し、12月を目途に市に答申する。
- 取組み①(条例の制定)については、環境審議会からの答申の後、パブリックコメントや議会審議を経て、今年度末までの条例成立を目指す。

環境審議会及び 地球温暖化対策検討部会 (開催時期)	取組み① 【太陽光条例の制定】	取組み② 【行動計画の改定】
第1回 (8月18日)	<ul style="list-style-type: none"><li>• 条例の制定方針について</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>• 加西市気候エネルギー行動計画の改定方針について</li></ul>
第2回 (10月20日予定)	<ul style="list-style-type: none"><li>• 条例、ガイドラインの素案について</li><li>• 促進区域案について</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>• 加西市気候エネルギー行動計画の主要な変更点について</li></ul>
第3回 (12月15日予定)	<ul style="list-style-type: none"><li>• 条例、ガイドライン(案)について</li><li>• 促進区域(案)及びゾーニングマップ(修正案)について</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>• 計画書の改定案について</li></ul>

# 条例の制定方針について

## 目次

1. 条例制定の背景	1
2. 条例制定の前提条件	2
3. 条例制定に向けた検討の視点	3
4. 施行規則及び条例ガイドラインの作成	8

加 西 市

# 1. 条例制定の背景

■ FIT制度の開始以降、太陽光発電の導入容量・件数は増加傾向。

■ 「太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例」(県条例)では、5,000m<sup>2</sup>(200kW程度)以上の施設については届出が、「加西市開発条例※」では、1,000m<sup>2</sup>～5,000m<sup>2</sup>未満の施設については、基準や近隣関係者との合意形成が義務付けられているものの、現況1,000m<sup>2</sup>未満の施設については、統一的なルールが存在していない。

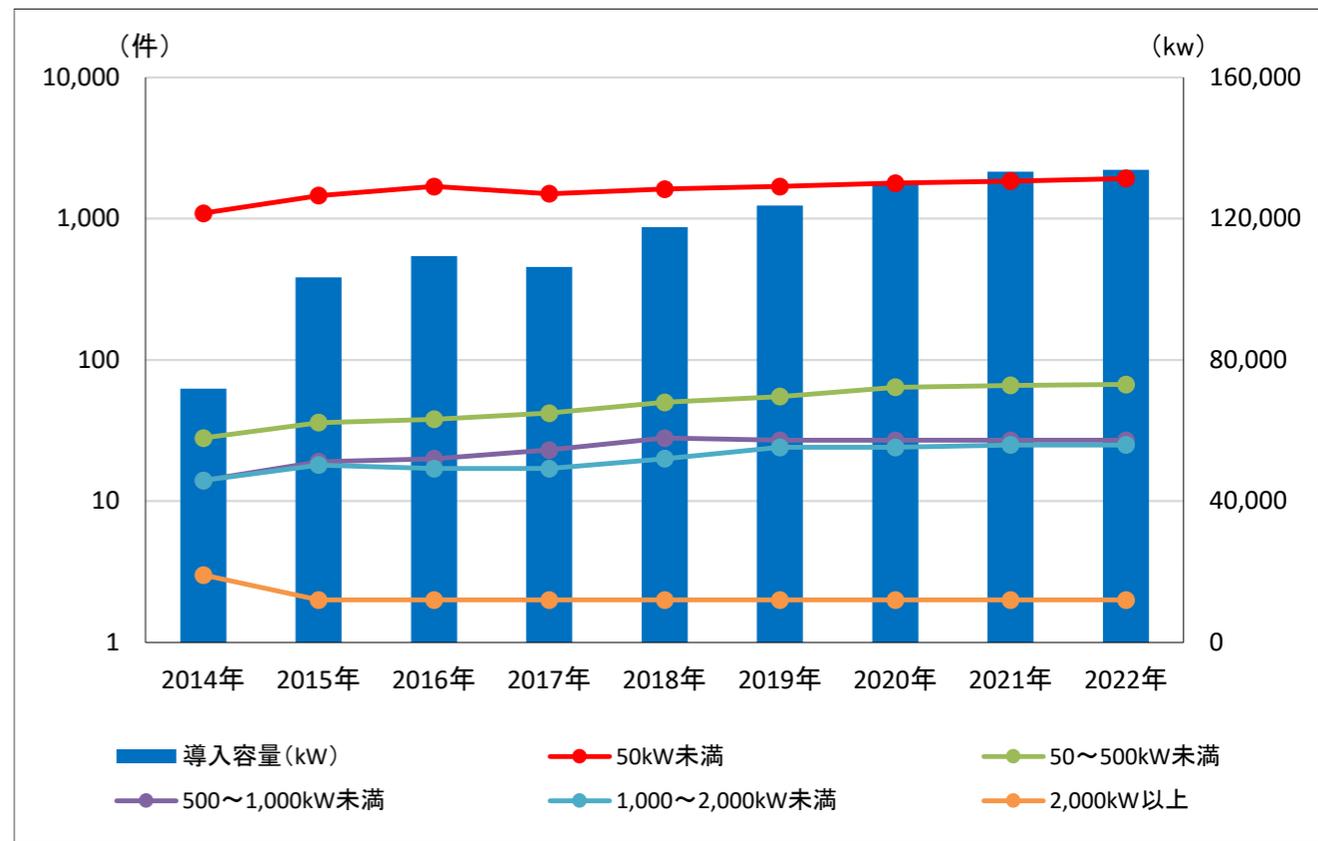
■ 周辺環境や防災、環境保全への配慮不足に起因するトラブルや苦情が顕在化しつつある。

■ 本市の脱炭素社会の実現に向けて、更なる太陽光発電施設の導入を促進する必要がある。

⇒太陽光発電設備の設置や維持管理等に関する統一的なルールが存在しない。

⇒トラブルや苦情に対して、法的根拠に基づく対応方針が定められていない。

## 加西市における太陽光発電の導入容量・件数



参考) 「再生可能エネルギー電気の利用に関する特別措置法 情報公表用ウェブサイト」公開データの内各年度12月におけるFIT認定件数及び導入容量を整理して作成した。

※ 「(仮)太陽光発電施設の適切な設置及び維持管理に関する条例」制定後は、「加西市開発条例」による太陽光発電施設への規定は移管される予定。

## 2. 条例制定の前提条件

- 本市における太陽光発電施設の現況を踏まえ、制定すべき条例の前提条件となる目的及び適用範囲を検討。

### 条例の目的

- 災害防止や環境保全の観点から、太陽光発電施設の適切な設置及び維持管理を担保する。
- 地域との合意形成により、太陽光発電施設の安全性・信頼性の向上を図る。
- 既存施設の存在による、問題発生や周辺住民とのトラブルを抑制する。
- 太陽光発電の適切な導入を促進する仕組み・制度を定める。

⇒以上をもって、地域の健全な発展と調和のとれた太陽光発電事業の推進を図る。  
また、これにより脱炭素地域づくりの実現を目指す。

### 条例の適用範囲

- 地上設置型(10kW以上)の施設 ※県条例を補完する規模要件を想定

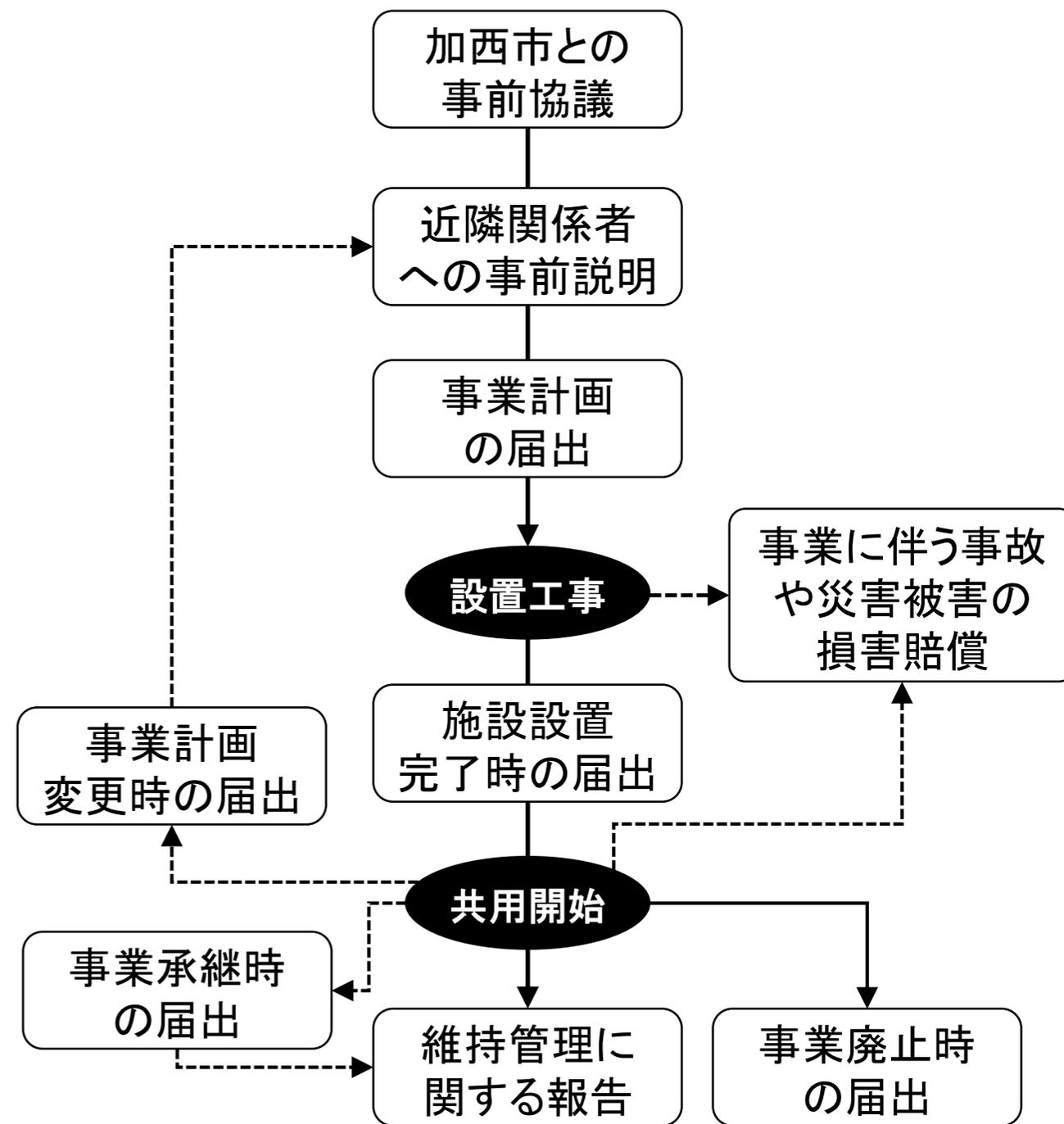
### 3. 条例制定に向けた検討の視点

#### ①【新設施設】条例により義務を課す事項

- 施設の建設から供用までの各段階において届出を義務付けることで、事業内容の把握や必要に応じた指導・助言・勧告を行うことが可能となる。
- 近隣関係者との協議や事故や災害時の対応を義務付けることで、供用後のトラブルや問題を未然に防ぐことが可能となる。

分類	条例内で規定する手続き及び対応の内容
届出	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業計画の届出</li> <li>施設設置完了時の届出</li> <li>事業計画変更時の届出(事業実施区域の拡張等)</li> <li>事業承継時の届出</li> <li>事業廃止時の届出</li> </ul>
近隣関係者との協議	<ul style="list-style-type: none"> <li>近隣関係者への事前説明</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業に伴う事故や災害被害の損害賠償</li> <li>加西市との事前協議(事業計画段階)</li> <li>維持管理に関する報告(年度ごと)</li> </ul>

#### 新設施設に求める手続き及び対応(案)



### 3. 条例制定に向けた検討の視点

#### ②【新設施設】条例による規制

- 防災、環境保全の観点から、太陽光発電施設の設置を抑制すべき区域（抑制区域）及び施設が満たすべき要件（施設基準）を設定。

#### 【抑制区域の考え方】

- 昨年度実施したゾーニング事業にて抽出した「保全エリア」の考えを踏まえ、抑制区域を設定

#### 【防災の観点】

- 災害時の施設の倒壊や地盤の崩壊による被害の拡大など災害リスクの回避・低減を考慮した区域。昨年度、保全エリアとして抽出した区域（防災関係法令により指定された区域）。

#### 【環境保全の観点】

- 景観や生物多様性など自然的要素の消失・縮小による影響を考慮した区域。昨年度、保全エリアとして抽出した区域（条例等により指定された区域又は生物多様性の保全上重要な区域）。
- 良好な住環境の維持・形成のため、新たに追加を検討した区域。保全エリアに含まれていない区域。

# 3. 条例制定に向けた検討の視点

## 抑制区域の対象となる区域(案)

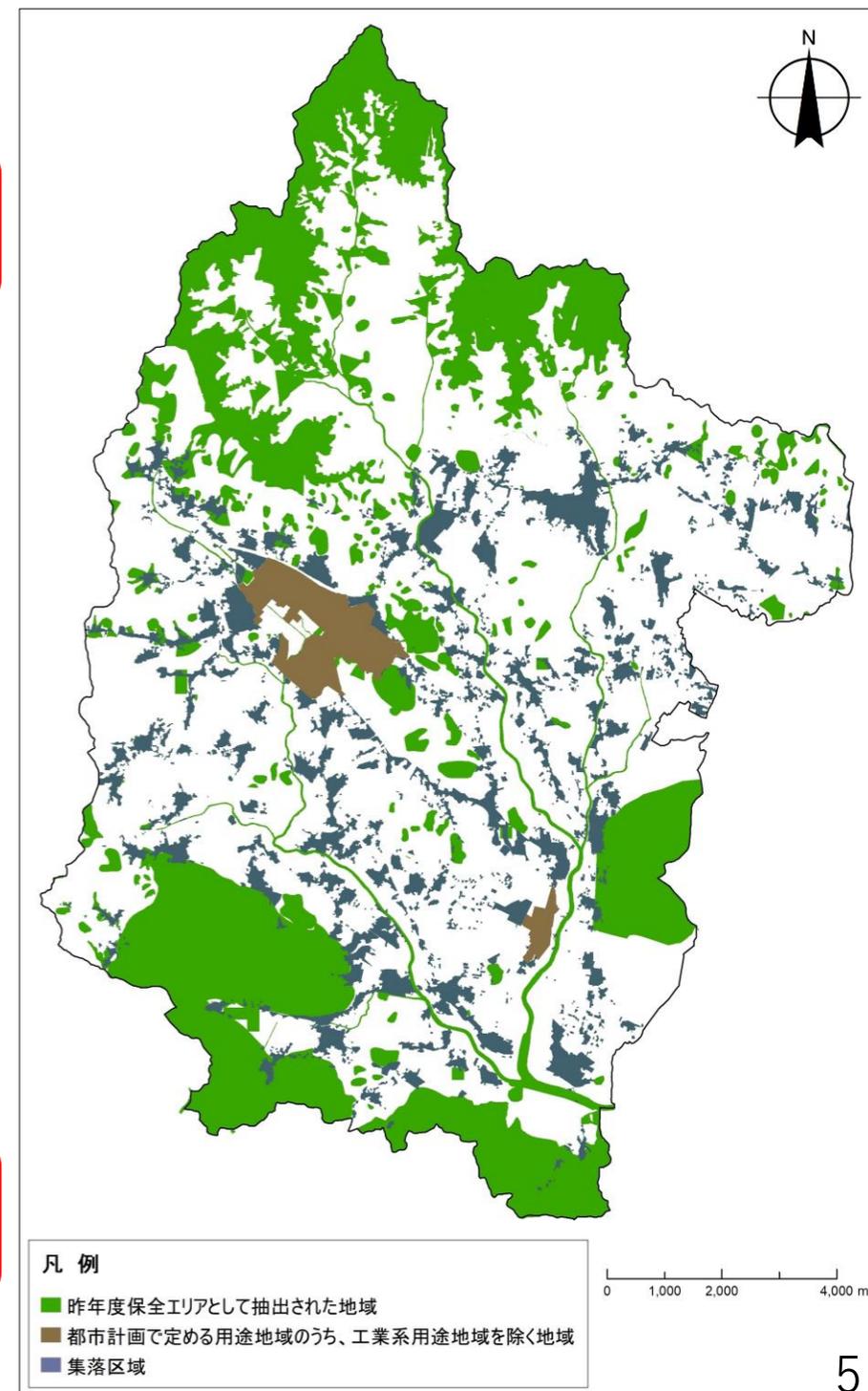
分類	対象となる区域
防災に関する区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>地すべり防止区域(地すべり防止法)</li> <li>急傾斜地崩壊危険区域(急傾斜地災害防止法)</li> <li>土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域(土砂災害防止法)</li> <li>保安林(森林法)</li> <li>砂防指定地域(砂防法)</li> <li>河川区域(河川法)</li> </ul>
環境保全に関する区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市計画で定める用途地域のうち、工業系用途地域を除く地域</li> <li>集落区域<sup>注)</sup></li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境形成区域のうち第1号区域(緑豊かな地域環境の形成に関する条例(県条例))</li> <li>野生生物保護地区(加西市民の美しい環境を守る条例)</li> <li>自然公園区域(自然公園法)</li> <li>景観形成地区(景観の形成等に関する条例(県条例))</li> <li>加西市の重要な生態系48に掲載地域</li> <li>兵庫県レッドリスト2011(地形・地質・自然景観・生態系)のAランク指定地域</li> <li>兵庫県レッドデータブック2020(植物・植物群落)のAランク指定地域</li> <li>コウノトリの目撃情報が多数存在する地域</li> <li>コハクチョウの集団営巣地</li> </ul>

昨年度保全  
エリアとし  
て抽出

追加の是  
非につい  
て、今後  
検討予定

昨年度保全  
エリアとし  
て抽出

## 抑制区域(案)



注)兵庫県では、市街化調整区域の土地利用に対する課題に対応するため、平成14年に「都市計画法施行条例」を制定しており、「集落区域」は、良好な居住環境を保全又は形成する区域と位置付けられている。

### 3. 条例制定に向けた検討の視点

#### ②【新設施設】条例による規制

##### 【施設基準の考え方】

- 太陽光発電施設の設置に際しては、事業計画段階で施設基準への適合状況を確認し、当該基準を満たす施設の届出のみを受理する仕組みとする。
- 施設基準は、県条例で定められている施設基準と同等水準を想定しており、大きく「環境保全に関する事項」、「災害の防止に関する事項」、「施設の安全性確保に関する事項」、「施設の維持管理及び廃止後の措置に関する事項」の4項目に大別される。

##### 施設基準として設定すべき要素(案)

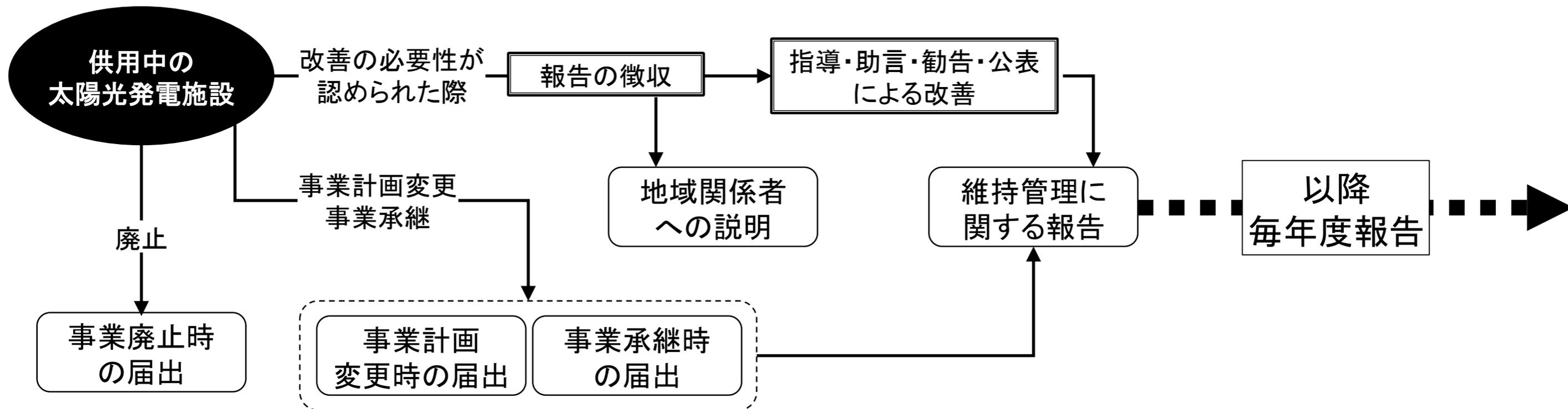
区分		施設基準を定める要素
環境保全に関する事項	景観	景観構成要素の保全(山並み、ため池)、法面緑化、遮蔽措置、色彩、材質
	生活環境	反射光、騒音・振動、住居等との離隔距離
	自然環境	緑地の保全、生態系への配慮、人と自然との触れ合いの活動の場への配慮
災害の防止に関する事項	陸域の防災	地盤勾配、擁壁、法面、排水施設、調整池
	ため池の防災	堤体、洪水吐、取水施設、緊急放流
施設の安全性確保に関する事項	構造耐力	基礎、太陽光モジュール、材質
	立入防止措置	柵塀、柵塀と施設との離隔距離
施設の維持管理及び廃止後の措置に関する事項	維持管理	維持管理、保守点検、維持管理体制
	廃止後の措置	撤去及び廃棄物処理等

### 3. 条例制定に向けた検討の視点

#### ③ 既存施設への条例の適応

- 既存施設については、事業計画変更時、事業承継時、事業廃止時の届出を義務付け、以降は新設施設と同様の義務を課す。
- 施設の維持管理において、改善の必要があると認める際には、事業者に対して「報告の徴収」を実施し、場合によっては「指導・助言・勧告・公表」等により改善を促し、以降毎年度の報告を義務付ける。なお、改善に際しては、状況に応じて、地域関係者への説明を促す。

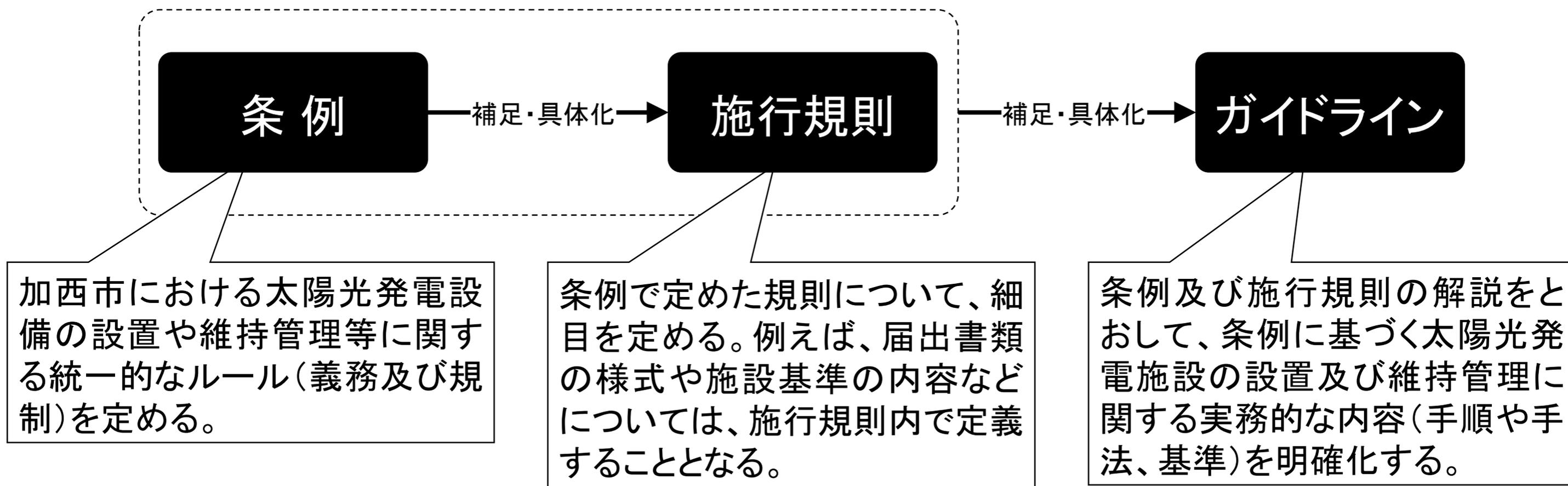
#### 既存施設に求める手続き及び対応(案)



## 4. 施行規則及び条例ガイドラインの作成

- 条例の制定とともに、その内容を補足、具体化する施行規則を作成する。
- 併せて、条例や施行規則の内容解説、手続きや対応の具体的な方法を取りまとめたガイドラインを作成する。

### 条例及び施行規則、ガイドラインの関係性



# 加西市気候エネルギー行動計画の改定方針について

## 目次

1. 加西市気候エネルギー行動計画の概要	1
2. 加西市気候エネルギー行動計画改定の経緯	2
3. 加西市気候エネルギー行動計画改定のポイント	3

加 西 市

# 1. 加西市気候エネルギー行動計画の概要

- 地方公共団体は、地球温暖化対策推進法第21条に基づき、国の地球温暖化対策計画に即して、2種類の地方公共団体実行計画を策定することとされている。

## 【地方公共団体実行計画とは】

### 1. 地方公共団体実行計画(事務事業編) ※全ての地方公共団体に義務付け

- 地方公共団体の事務事業に伴う温室効果ガスの排出削減に関する計画(目標値や取組み内容を設定)。
- 本市の計画名: 第3次加西市地球温暖化対策実行計画

### 2. 地方公共団体実行計画(区域施策編) ※県・政令市以外は努力義務

- 事業者、住民等の取組みも含めた市域全体の温室効果ガスの排出削減に関する計画(目標値や取組み内容を設定)。
- 令和4年4月から上記に加え、市町村は、地域の再エネを活用した脱炭素化を促進する事業(地域脱炭素化促進事業)に係る促進区域や環境配慮、地域貢献に関する方針を計画に定めるよう努めることとされた。
- 本市の計画名: 加西市気候エネルギー行動計画(第2次加西市地球温暖化対策地域推進計画)

## 2. 加西市気候エネルギー行動計画改定の経緯

- 本市では、国のカーボンニュートラル宣言を受け、2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにする脱炭素を目指すことを2021年2月に宣言（ゼロカーボンシティ宣言）し、加西市気候エネルギー行動計画（第2次加西市地球温暖化対策地域推進計画【区域施策編】）を2021年3月に策定した。
- 本市は2018年12月、「世界首長誓約／日本」に署名したことから、その誓約事項の具体的達成方策を掲げる「気候エネルギー行動計画」として本計画を位置付けた。
- 現行計画策定後の2021年10月、国の「地球温暖化対策計画」が改定されたこと、更には本市が脱炭素先行地域の選定を受けたこともあり、現在の計画を更新する必要がある。

### ○国及び加西市における地球温暖化関連の計画

年	関連計画等	備考
2017(H29)年3月	【市】第2次加西市環境基本計画	
	【市】第3次加西市地球温暖化対策実行計画・事務事業編	2030年度、2014年度比23.4%減
2018(H30)年12月	【市】「世界首長誓約／日本」への誓約	
2020(R2)年10月	【国】カーボンニュートラル(首相宣言)	
2021(R3)年2月	【市】ゼロカーボンシティ宣言の表明	
2021(R3)年3月	【市】第6次加西市総合計画	
	【市】加西市気候エネルギー行動計画 (第2次加西市地球温暖化対策地域推進計画・区域施策編)	2030年度、2013年度比40%減
2021(R3)年10月	【国】地球温暖化対策計画(閣議決定)	2030年度、2013年度比46%減
2022(R4)年11月	【市】脱炭素先行地域の選定	

# 3. 加西市気候エネルギー行動計画改定のポイント

## 1. 区域施策編と事務事業編の統合

- これまでは、地方公共団体実行計画の【事務事業編】並びに【区域施策編】は個別に策定されてきたが、今回の見直しにおいて両計画を統合して作成、より実効性の高い計画としていく。

## 2. 目標設定

- 温室効果ガスの削減目標は、国の目標を踏まえて設定。
- 再生可能エネルギーの導入目標について検討。

将来目標	現行計画	改定後計画の考え方
温室効果ガス削減目標	2030(令和12)年度までに、市内の温室効果ガス排出量を2013(平成25)年度比で <b>40%削減</b> 。	国の目標「2030(令和12)年度までに、2013(平成25)年度比で温室効果ガス排出量を <b>46%削減</b> 、さらに <b>50%の高みに向けて挑戦</b> を続けること」を踏まえ設定。

## 3. 目標達成のための施策と活動指標

- 将来目標の変更、施策の進捗等を踏まえ、これまでの施策並びに活動指標の更新。

# 脱炭素先行 地域づくり 事業の概要

日時：令和5年8月18日（金）  
令和5年度加西市環境審議会  
及び地球温暖化対策検討部会資料



# 加西市の環境への取組 「世界首長誓約/日本」兵庫県下で初署名



2018年12月20日に署名登録  
全国で12番目 兵庫県下で初

パリ協定の目標達成を目指す自治体の首長が、3つの取組実施を誓約する世界的な仕組み

- ① エネルギーの地産地消の推進
- ② 国の目標以上のCO2の削減
- ③ 気候変動の影響に適応したレジリエント(強靭性)な地域づくり

# 日本政府の2050年カーボンニュートラル宣言



- 2020年10月26日に行われた第203回国会における前・菅内閣総理大臣所信表明演説において、**2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現**を目指すことを宣言。
- 同30日に行われた地球温暖化対策推進本部において、菅総理より「2050年**カーボンニュートラルへの挑戦は日本の新たな成長戦略**である」とし、地球温暖化対策計画、エネルギー基本計画、長期戦略の見直しの加速を指示。



地球温暖化対策を  
日本の**成長戦略**へ

第203回国会における菅内閣総理大臣所信表明演説

[https://www.kantei.go.jp/jp/99\\_suga/actions/202010/26shu\\_san\\_honkaigi.html](https://www.kantei.go.jp/jp/99_suga/actions/202010/26shu_san_honkaigi.html)

# ゼロカーボン宣言

2050年までに

二酸化炭素排出量を実質ゼロへ

令和3年2月26日 3月定例会市議会にて 全国287番目

**目標実現＝まちづくりとして実施**

## 産業部門へのアプローチ

### 脱炭素化設備等導入促進 補助金

市内事業へ

- ①創エネ再生可能エネルギー設備  
3分の2以内（上限:3千万円）
- ②省エネ省エネルギー設備  
2分の1以内（上限:1千万円）

【予算額】令和3年度 6月と12月に補正  
合計 約1億1100万円

## 民生部門へのアプローチ

### 自立・分散型エネルギー システムの構築

- ・公共施設における太陽光発電・蓄電池等の整備
- ・民間事業者と連携
- ・ため池を活用し、コミュニティでの再エネ促進

## 自然保護へのアプローチ

### 生物多様性・自然保護と バランスの取れた整備

太陽光発電設備の設置について、土砂災害等の未然防止、自然環境等への配慮から再エネの促進区域と抑制区域を設置

令和4年度募集予定の国補助金でゾーニング実施予定



# 2050年 二酸化炭素排出実質ゼロ表明 自治体

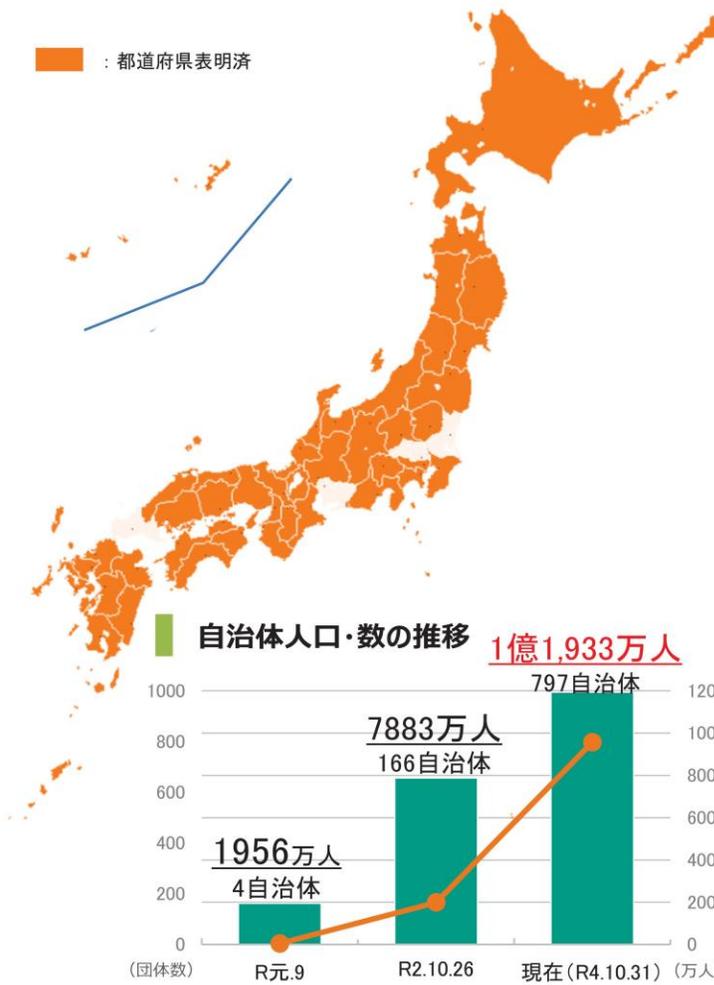
2022年10月31日時点



■ 東京都・京都市・横浜市を始めとする797自治体（43都道府県、465市、20特別区、230町、39村）が「2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロ」を表明。**表明自治体総人口約1億1,933万人**※。

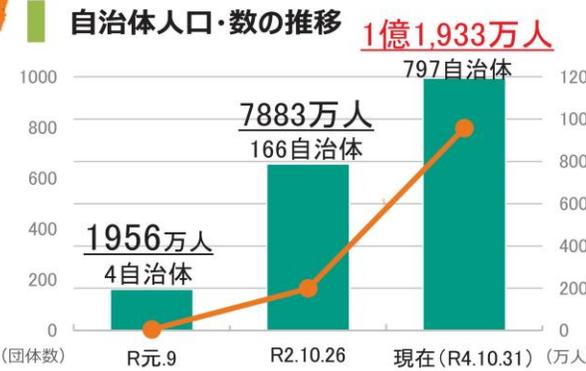
※表明自治体総人口（各地方公共団体の人口合計）では、都道府県と市区町村の重複を除外して計算しています。

## 表明都道府県（1億703万人）



## 表明市区町村（9,027万人）

北海道	青森県	秋田県	茨城県	群馬県	千葉県	東京都	神奈川県	石川県	長野県	静岡県	三重県	大分県	鳥取県	香川県	佐賀県	大分県		
古平町	八戸市	大館市	水戸市	太田市	山武市	葛飾区	横浜市	加賀市	白馬村	御殿場市	志摩市	大分市	北条町	香川町	善通寺市	大分市		
札幌市	七戸町	大森町	土浦市	藤岡市	野田市	多摩市	横浜市	金沢市	池田町	浜松市	南伊勢町	東大阪市	北条町	善通寺市	武蔵市	大分市		
二七町	つがる市	鹿角市	古河市	神流町	鎌倉市	世田谷区	鎌倉市	小谷村	小山市	静岡市	森名市	泉大津市	米子市	基山町	山田町	宇佐市		
石狩市	八雲町	深浦町	大仙市	結城市	みなみかみ町	川崎市	小山市	軽井沢町	豊田町	豊田町	多気町	大阪府	鳥取市	丸亀市	小城市	国東市		
稚内市	浜中町	佐井村	湯沢市	大泉町	大泉町	浦安市	豊田町	開成町	かほく市	立科町	佐久市	大紀町	鳥取市	鳥取市	鳥取市	別府市		
網走市	鹿野町	五所川原市	山形県	高萩市	館林市	千代田市	千代田市	開成町	津南町	南宮町	豊田町	豊田町	日南町	宇多津町	長崎県	杵築市		
厚岸町	京極町	岩手県	東根市	北茨城市	姥恋村	相模原市	相模原市	相模原市	津南町	藤枝市	大紀町	吹田町	倉吉市	平戸市	宮崎県	杵築市		
喜茂別町	真狩村	久慈市	米沢市	牛久市	上野村	八千代市	調布市	三浦市	南宮町	焼津市	紀北町	高石市	島根県	三木町	五島市	串間市		
鹿追町	美濃町	二戸市	山形市	鹿嶋市	千代田市	藤沢市	木更津市	藤沢市	東郷町	伊豆市	度会町	能勢町	龍崎町	松江市	宮崎県	宮崎市		
羅白町	和歌町	喜巻町	朝日町	浦安市	前橋市	鏡子市	松本市	松本市	松本市	島田市	尾島町	河内町	岩手県	八幡平市	長岡市	宮崎県		
富良野市	斜里町	喜代村	高島町	守谷市	みどり市	船橋市	中央区	中央区	坂井市	富山市	玉城町	堺市	美郷町	松本市	津市	五ヶ瀬町		
当別町	東神楽町	軽米町	庄内町	常陸大宮市	高山村	佐倉市	新宮区	葉山町	福井市	高森町	磐田市	いなほ市	八尾市	出雲市	新居町	西海市	日南市	
小樽市	中川町	野田村	飯盛町	那珂市	沼田市	龍山市	荒川区	茅ヶ崎市	大野市	伊那市	湖西市	津市	和泉市	伊予市	南島原市	木城町	高橋町	
紋別市	厚真町	九戸村	南陽市	片品市	南陽市	南陽市	中央区	中央区	諏訪市	諏訪市	東員町	熊取町	津和野町	佐世保市	高橋町	小林市	小樽市	
苫小牧市	遠別町	洋野町	川西町	飯岡市	下仁徳町	君津市	江東区	真岡町	敦賀市	敦賀市	益井町	鈴鹿市	厚和町	雲南市	高知県	対馬市	延岡市	
苫小牧市	美瑛町	一戸町	網走市	堀川市	埼玉県	埼玉県	埼玉県	埼玉県	埼玉県	伊勢原市	あわら市	坂城町	小山市	岩手県	伊勢市	太子町	延岡市	
更別村	乙部町	八幡平市	尾花沢市	つくばみどり市	秩父市	白井市	利島村	伊勢原市	伊勢原市	伊勢原市	あわら市	坂城町	小山市	岩手県	伊勢市	太子町	延岡市	
清水町	滝上町	白藤町	さいたま市	さいたま市	さいたま市	市川市	中野区	市川市	市川市	伊勢原市	あわら市	坂城町	小山市	岩手県	伊勢市	太子町	延岡市	
沼田町	土俣町	一関市	藤沢市	茨城県	所沢市	松本市	杉並区	鹿間市	鹿間市	伊勢原市	あわら市	坂城町	小山市	岩手県	伊勢市	太子町	延岡市	
旭川市	中富良野町	磐前町	天童市	城島町	深谷市	柏市	千代田区	大井町	山梨県									
室蘭市	七飯町	釜石市	寒河江市	東海村	小川町	岩手県												
名寄市	帯広市	岩手県	五所川原市	五所川原市	五所川原市	五所川原市	五所川原市	五所川原市	五所川原市	五所川原市	五所川原市	五所川原市	五所川原市	五所川原市	五所川原市	五所川原市	五所川原市	五所川原市
大樹町	豊別町	大船渡市	河北町	境町	狭山市	狭山市	狭山市	狭山市	狭山市	狭山市	狭山市	狭山市	狭山市	狭山市	狭山市	狭山市	狭山市	狭山市
秩父別町	占冠村	盛岡市	福島県	取手市	入間市	白山市												
鏡路町	南富良野町	矢巾町	郡山市	下妻市	白山市	白山市	白山市	白山市	白山市	白山市	白山市	白山市	白山市	白山市	白山市	白山市	白山市	白山市
弟二町	刺通町	富山県	大限町	ひたちなか市	春日部市	春日部市	春日部市	春日部市	春日部市	春日部市	春日部市	春日部市	春日部市	春日部市	春日部市	春日部市	春日部市	春日部市
三笠市	恵庭市	気仙沼市	湯江町	空閑市	久高市	久高市	久高市	久高市	久高市	久高市	久高市	久高市	久高市	久高市	久高市	久高市	久高市	久高市
妹背牛町	上高島町	富谷市	福島市	つくば市	越谷市	越谷市	越谷市	越谷市	越谷市	越谷市	越谷市	越谷市	越谷市	越谷市	越谷市	越谷市	越谷市	越谷市
上土俣町	美里町	美里町	広野町	日立市	草加市	草加市	草加市	草加市	草加市	草加市	草加市	草加市	草加市	草加市	草加市	草加市	草加市	草加市
留寿都村	岩手県	仙台市	檜町	八千代町	三郷市	三郷市	三郷市	三郷市	三郷市	三郷市	三郷市	三郷市	三郷市	三郷市	三郷市	三郷市	三郷市	三郷市
古平町	名取市	本宮市	阿見町	吉川市	吉川市	吉川市	吉川市	吉川市	吉川市	吉川市	吉川市	吉川市	吉川市	吉川市	吉川市	吉川市	吉川市	吉川市
白糠町	名取市	八幡町	大子町	八潮市	大子町	大子町	大子町	大子町	大子町	大子町	大子町	大子町	大子町	大子町	大子町	大子町	大子町	大子町
千歳市	多賀城市	白河市	常陸太田市	松伏町	台东区	台东区	台东区	台东区	台东区	台东区	台东区	台东区	台东区	台东区	台东区	台东区	台东区	台东区
枝幸町	登米市	新発田市	川崎市	川崎市	川崎市	川崎市	川崎市	川崎市	川崎市	川崎市	川崎市	川崎市	川崎市	川崎市	川崎市	川崎市	川崎市	川崎市
北見市	塩釜市	飯館村	栃木県	本庄市	本庄市	本庄市	本庄市	本庄市	本庄市	本庄市	本庄市	本庄市	本庄市	本庄市	本庄市	本庄市	本庄市	本庄市
登別市	日高市	岩手県	美里町	三好市	三好市	三好市	三好市	三好市	三好市	三好市	三好市	三好市	三好市	三好市	三好市	三好市	三好市	三好市
土別市	利府町	利府町	利府町	利府町	利府町	利府町	利府町	利府町	利府町	利府町	利府町	利府町	利府町	利府町	利府町	利府町	利府町	利府町
龍谷町	角田市	角田市	角田市	角田市	角田市	角田市	角田市	角田市	角田市	角田市	角田市	角田市	角田市	角田市	角田市	角田市	角田市	角田市
首置町	利府町	利府町	利府町	利府町	利府町	利府町	利府町	利府町	利府町	利府町	利府町	利府町	利府町	利府町	利府町	利府町	利府町	利府町
せたな町	当麻町	当麻町	当麻町	当麻町	当麻町	当麻町	当麻町	当麻町	当麻町	当麻町	当麻町	当麻町	当麻町	当麻町	当麻町	当麻町	当麻町	当麻町
当麻町	美幌町	美幌町	美幌町	美幌町	美幌町	美幌町	美幌町	美幌町	美幌町	美幌町	美幌町	美幌町	美幌町	美幌町	美幌町	美幌町	美幌町	美幌町
標茶町	下川町	下川町	下川町	下川町	下川町	下川町	下川町	下川町	下川町	下川町	下川町	下川町	下川町	下川町	下川町	下川町	下川町	下川町
東川町	比布町	比布町	比布町	比布町	比布町	比布町	比布町	比布町	比布町	比布町	比布町	比布町	比布町	比布町	比布町	比布町	比布町	比布町
鹿橋町	浦河町	浦河町	浦河町	浦河町	浦河町	浦河町	浦河町	浦河町	浦河町	浦河町	浦河町	浦河町	浦河町	浦河町	浦河町	浦河町	浦河町	浦河町
北竜町	北竜町	北竜町	北竜町	北竜町	北竜町	北竜町	北竜町	北竜町	北竜町	北竜町	北竜町	北竜町	北竜町	北竜町	北竜町	北竜町	北竜町	北竜町

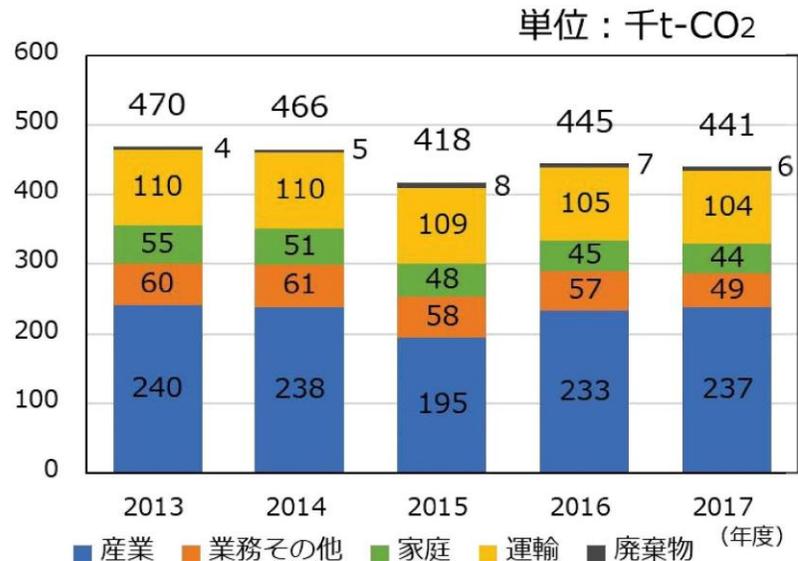


\* 朱書きは表明都道府県、その他の色書きはそれぞれ共同表明団体、市区町村の表明のない都道府県名は省略

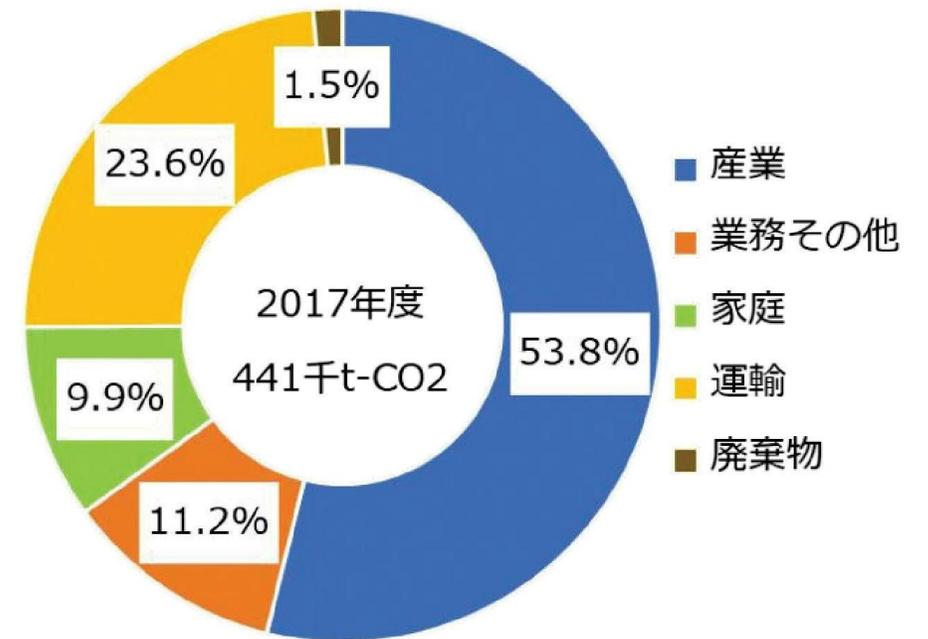
# 温室効果ガス排出量の現状

- 年間約40万トンの排出量
- 産業部門が約半分
- 総排出量は減少傾向

■ 温室効果ガス排出量の推移



■ 2017年度部門別排出量の割合

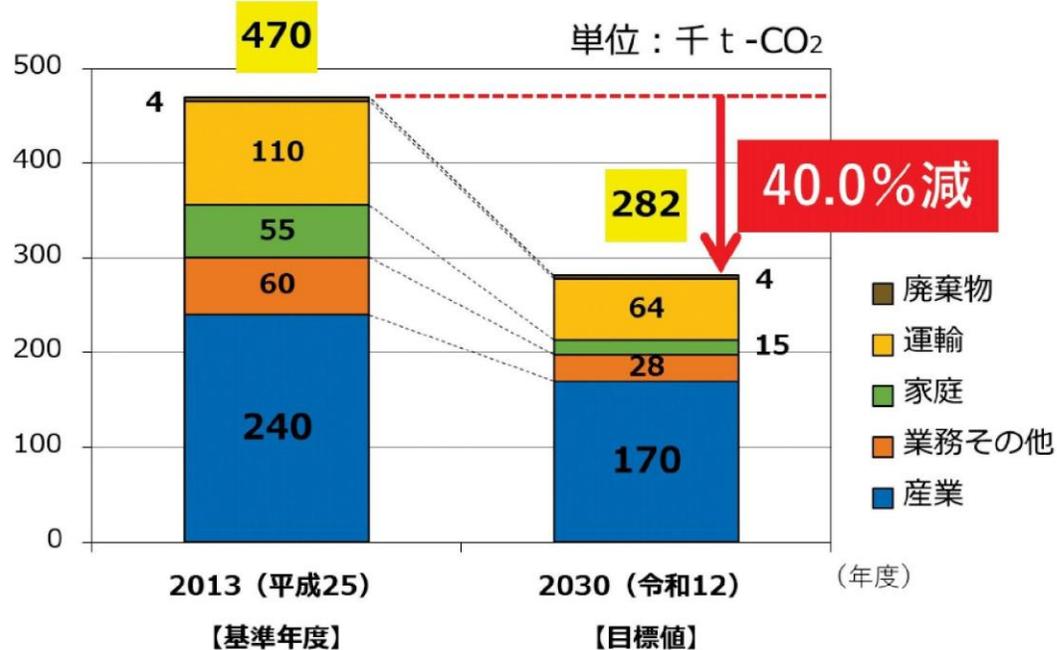


# 温暖化対策地域推進計画

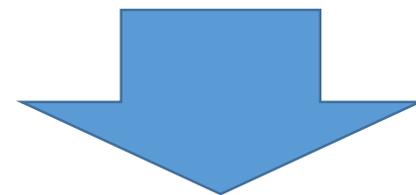
令和3年3月策定

2030（令和12）年度までに、2013（平成25）年度比で  
市内の温室効果ガス排出量を40%削減する

■ 温室効果ガス排出量の削減目標

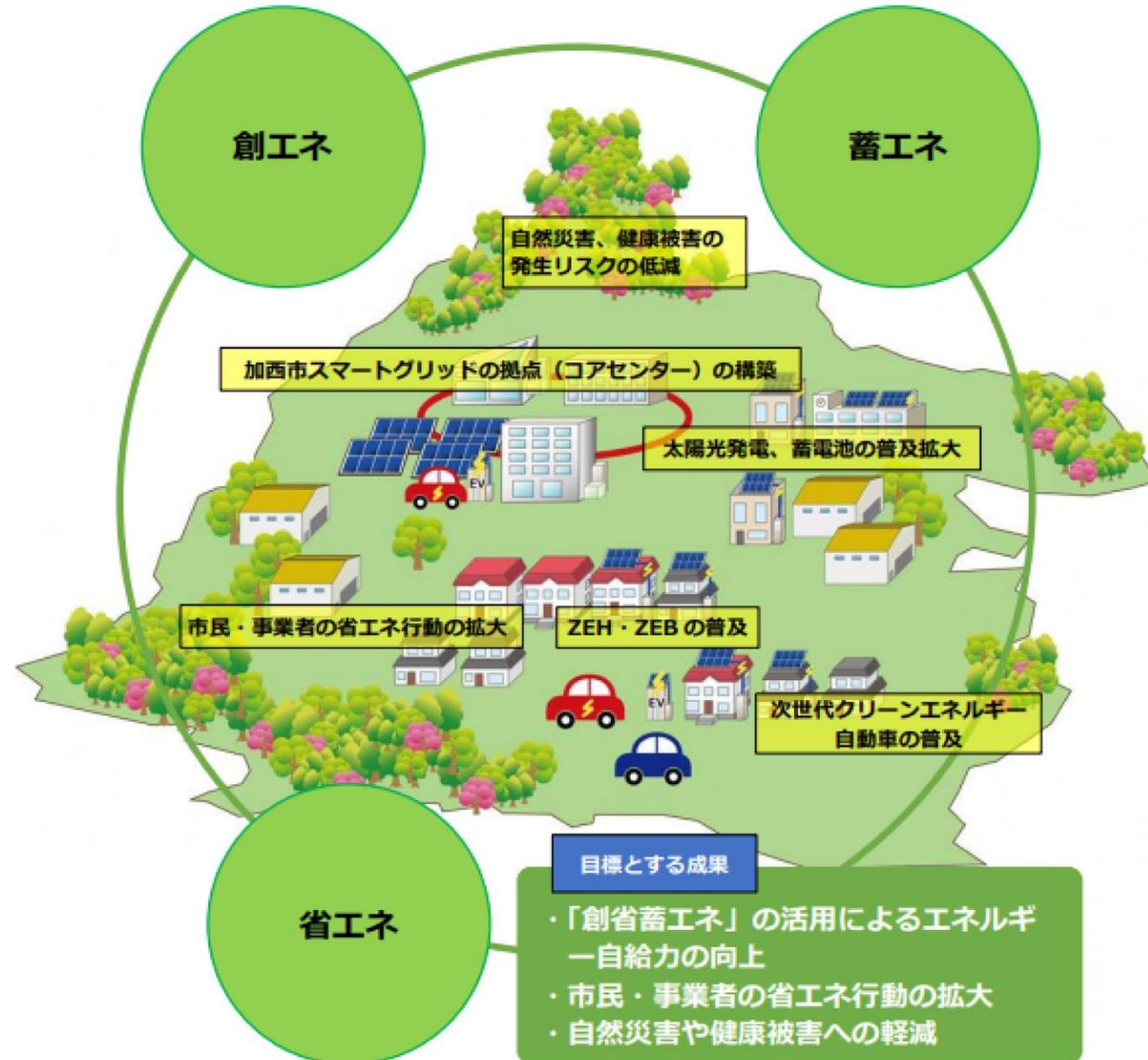


【令和3年4月総理発言】  
2030年度**46%削減**を目指し、  
更に50%の高みに向けて挑戦



令和5年度末に、  
市の計画を見直す予定

太陽光発電設備の導入拡大





## 「地球温暖化対策計画」、「エネルギー基本計画」、「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」の見直し（2021年10月22日閣議決定）

- 前菅政権において見直し指示のあった「地球温暖化対策計画」「エネルギー基本計画」「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」を閣議決定（2021年10月22日）。

### 【地球温暖化対策計画】

- 我が国の2030年度に向けた温暖化対策の基本計画。先の計画は、2016年5月に策定。
- **2050年カーボンニュートラル**や**2030年度46%削減**等の実現に向けた取組を示すもの。
- 同計画において、温室効果ガス種別や部門別の2030年度の削減目安等も示す。

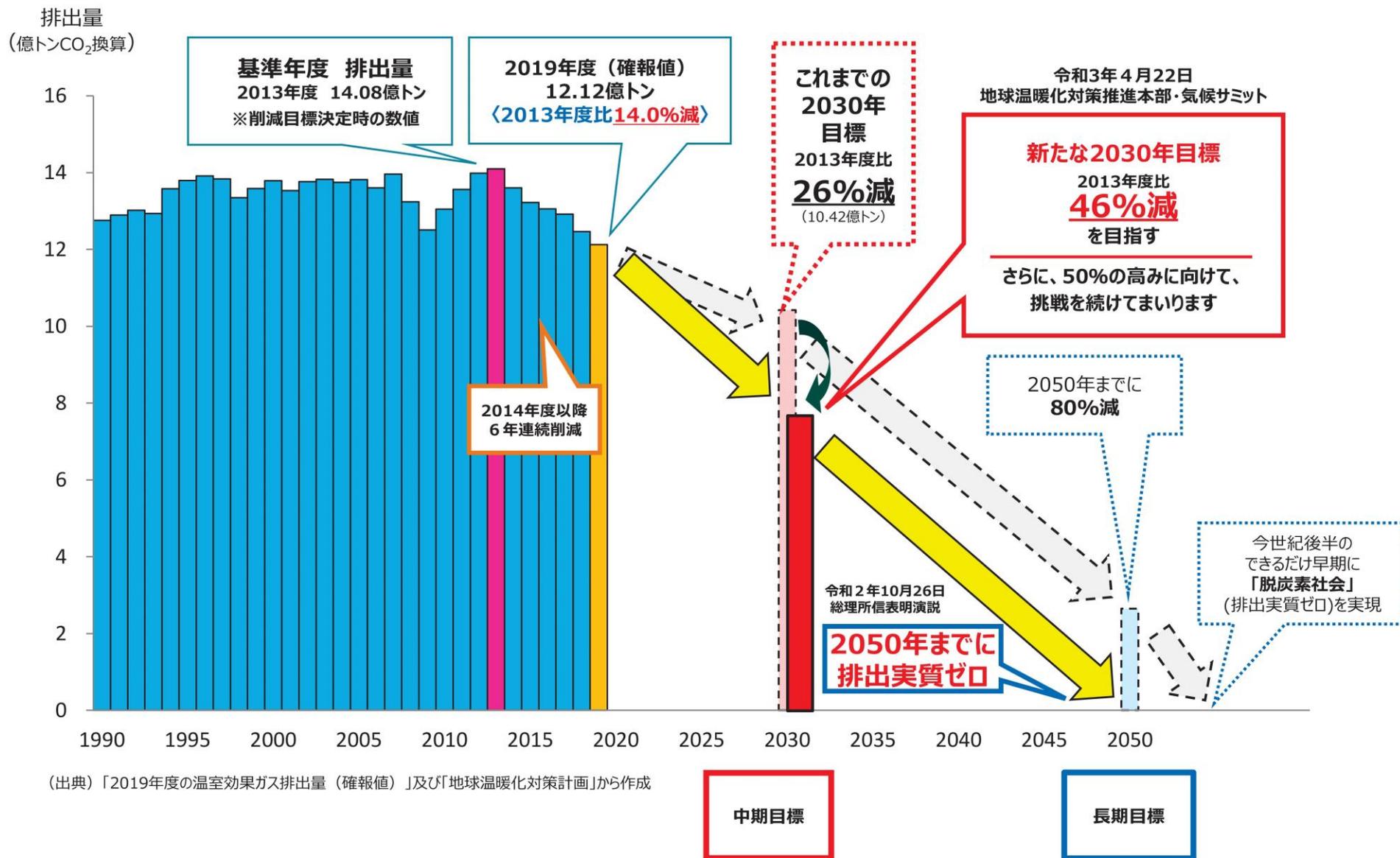
### 【エネルギー基本計画】

- 我が国のエネルギー政策の進むべき道筋を示す。先の計画である第5次エネルギー基本計画は、2018年7月に策定。
- 新たな（第6次）計画では、**再エネ36～38%**・原子力20～22%・LNG火力20%・石炭火力19%・水素等1%を2030年の野心的な電源構成の見通しとしている。

### 【パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略】

- パリ協定に基づき、**気候変動対策を新たな成長戦略**に繋げるため、先の戦略は、2019年6月に策定。
- 「エネルギー」「産業」「地域・暮らし」といった分野別対策の方向性・ビジョンや、「成長に資するカーボンプライシング」「イノベーションの推進」「グリーン・ファイナンスの推進」といった分野横断的施策の方向性・ビジョンを示す。

# 我が国の温室効果ガス削減の中期目標と長期目標の経緯



# 脱炭素イノベーションによる地域循環共生圏構築事業

## ■2050年脱炭素シナリオの策定

- ・2030年度の市内温室効果ガス排出量を2013年度比53%削減する必要がある。

## ■再エネ導入目標の設定

- ・2030年度までに、新規に27MW（屋根14、遊休地13）導入する必要がある。

※令和4年1月現在

# 地域脱炭素とは？

これまでの温暖化対策からの追加的意義

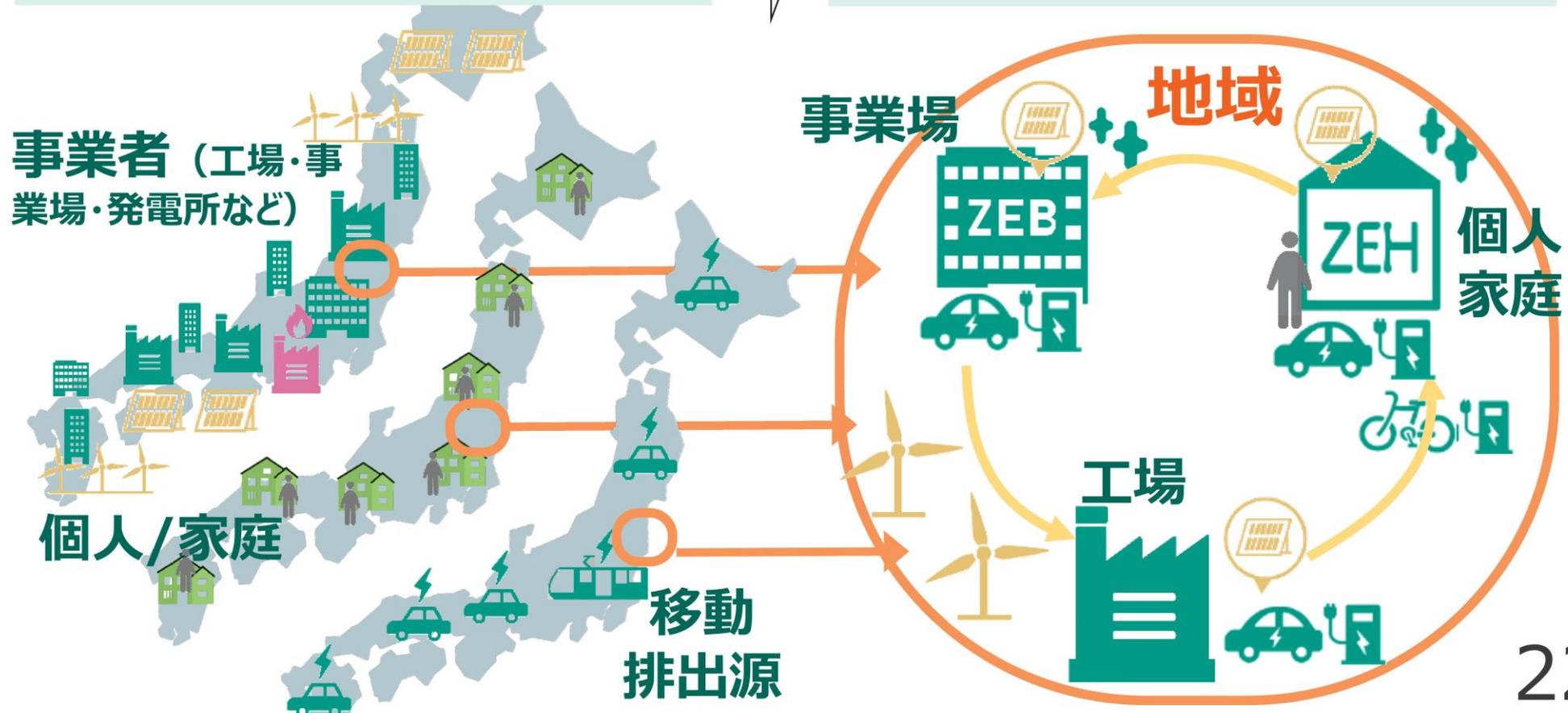
## 今までの温暖化対策

事業者（工場・事業場・発電所等）  
個人・家庭（住生活）、移動など排出者・排出源・場面単位での対策。

加えて

## 地域脱炭素

地域の多様な排出者・排出源・場面が、エネルギー融通やインフラのシェアリングなどで連携協力する対策。

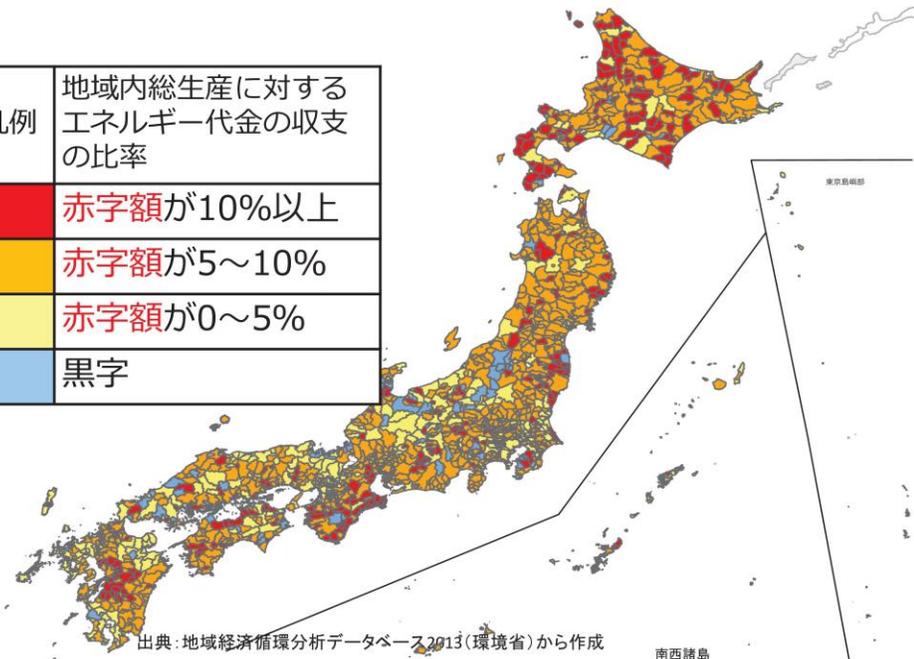


# 地域の再エネ活用は、地域経済循環にプラス

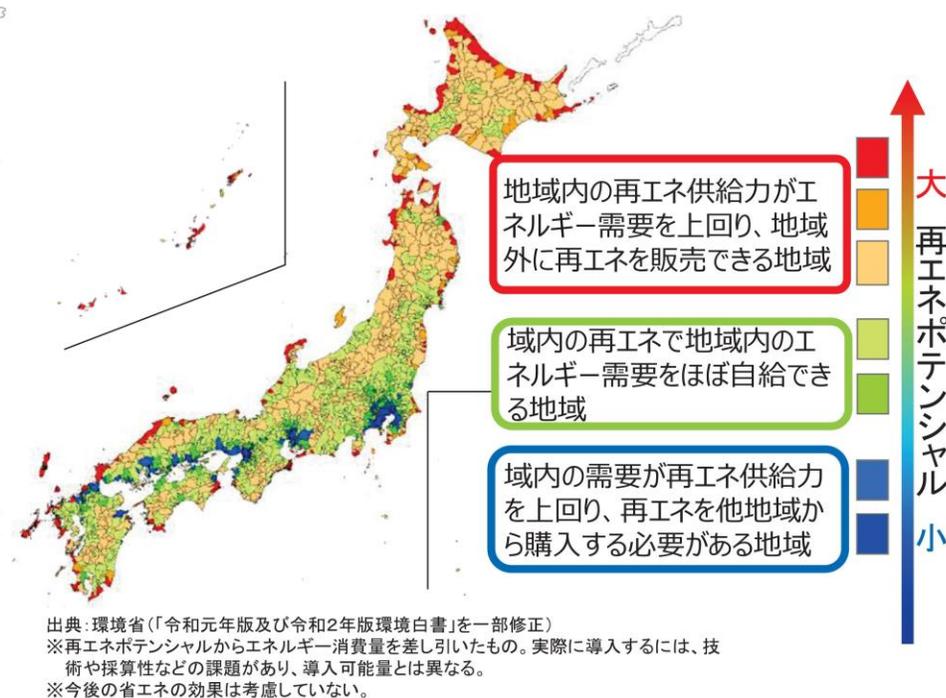
- 地域のメリット：①経済の域内循環、②産業と雇用創出、③レジリエンス向上
- 国全体のメリット：エネルギー自給率向上⇔化石燃料輸入代金の低減

## 市町村別のエネルギー収支

凡例	地域内総生産に対するエネルギー代金の収支の比率
<span style="color: red;">■</span>	赤字額が10%以上
<span style="color: orange;">■</span>	赤字額が5～10%
<span style="color: yellow;">■</span>	赤字額が0～5%
<span style="color: blue;">■</span>	黒字



## 市町村別の再エネ導入ポテンシャル

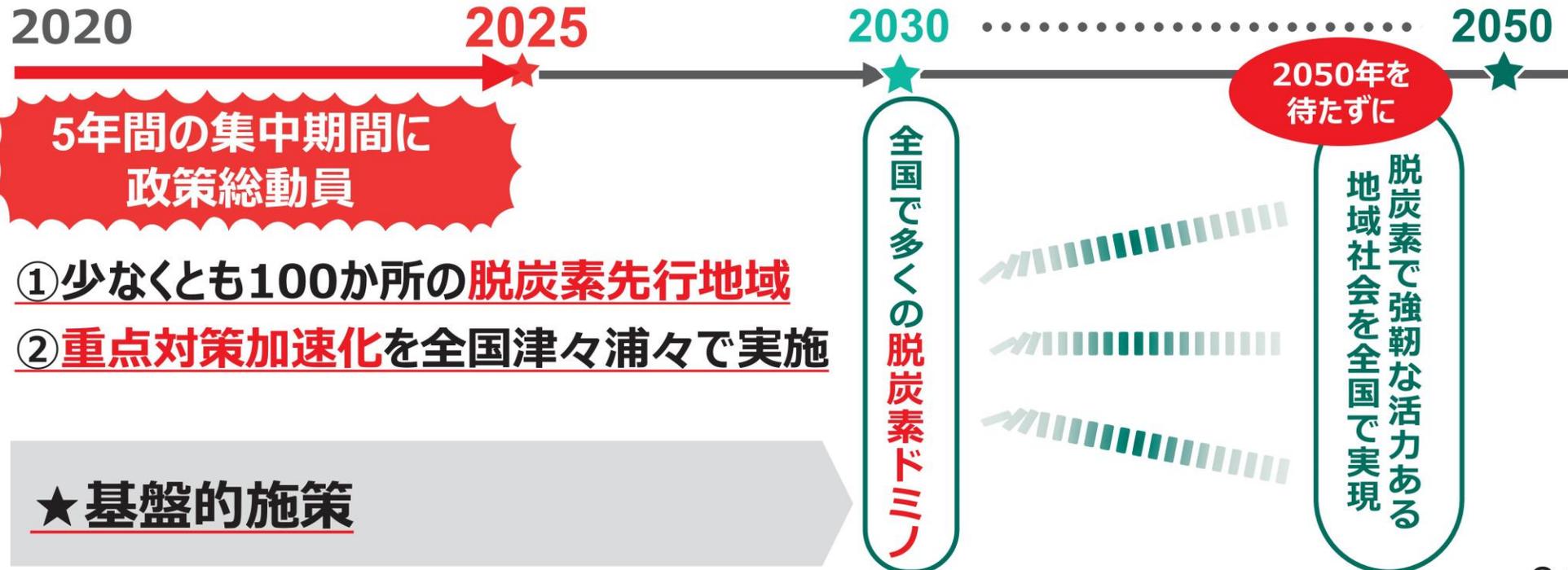


- 9割超の自治体のエネルギー収支が赤字(2013年)
- 再エネポテンシャルが豊富な地方と、エネルギー需要密度が高い都市の連携が重要。

# 地域脱炭素ロードマップ 対策・施策の全体像



- **今後の5年間**に政策を総動員し、人材・技術・情報・資金を積極支援
  - ① 2030年度までに少なくとも**100か所の「脱炭素先行地域」**をつくる
  - ② 全国で、**重点対策加速化**を実行（自家消費型太陽光、省エネ住宅、電動車など）
- 3つの基盤的施策（①継続的・包括的支援、②ライフスタイルイノベーション、③制度改革）を実施
- モデルを全国に伝搬し、2050年を待たずに脱炭素達成（**脱炭素ドミノ**）



# 脱炭素先行地域の選定までの経緯

年 月		内 容	
H30年	12月	市	「世界首長誓約/日本」に誓約
R2年	10月	国	首相が「2050年カーボンニュートラル」を表明
R3年	2月	市	「ゼロカーボンシティ宣言」を表明
	3月	市	気候エネルギー行動(地球温暖化対策地域推進)計画を策定 ※2030年度の市内温室効果ガス排出量を、対2013年度比 40%削減
	4月	国	新たな「2030年温室効果ガス排出目標」を設定 ※2030年度 46%削減を目指し、更に50%の高みに向けて挑戦 (これまでの国目標 26%削減)
	6月	国	「地域脱炭素ロードマップ」の決定 ※2030年度までに100箇所の「脱炭素先行地域」を作る
	10月	国	第6次エネルギー基本計画の策定 ※2030年電源構成⇒再エネ比率 36~38% (前回 22~24%)
R4年	1月	市	脱炭素イノベーションによる地域循環共生圏構築事業 ※2050年脱炭素シナリオの策定 ⇒2030年度の市内温室効果ガス排出量を2013年度比 53%削減する必要がある。 ※再エネ導入目標の設定 ⇒2030年度までに、新規に27MW (屋根 14、遊休地 13) 導入する必要がある。
	11月	国	脱炭素先行地域 第2回選定結果公表 ※加西市選定

# 脱炭素先行地域

- 地域脱炭素ロードマップに基づき、少なくとも100か所の脱炭素先行地域で、**2025年度までに、脱炭素に向かう地域特性等に応じた先行的な取組実施の道筋**をつけ、**2030年度までに実行**
- 農村・漁村・山村、離島、都市部の街区など多様な地域において、**地域課題を解決し、住民の暮らしの質の向上を実現**しながら脱炭素に向かう取組の方向性を示す。

## 脱炭素先行地域とは

民生部門（家庭部門及び業務その他部門）の電力消費に伴うCO2排出の実質ゼロを実現し、運輸部門や熱利用等も含めてその他の温室効果ガス排出削減も地域特性に応じて実施する地域。

民生部門の  
電力需要量

=

再エネ等の  
電力供給量

+

省エネによる  
電力削減量

## 脱炭素先行地域の範囲の類型

全域	市区町村の全域、特定の行政区等の全域
住生活エリア	住宅街・住宅団地
ビジネス・商業エリア	中心市街地（大都市、地方都市） 大学、工業団地、港湾、空港等の特定サイト
自然エリア	農村・漁村・山村、離島、観光地・自然公園等
施設群	公共施設等のエネルギー管理を一元化することが合理的な施設群

## スケジュール

※地方自治体の提案を支援するため、ガイドブック等の参考資料を公表、順次更新  
<http://www.env.go.jp/policy/roadmapcontents/index.html>

第1回選定	第2回選定	以降
1月25日～2月21日 公募実施 4月26日 結果公表 ※79件の計画提案から <b>26件</b> を選定  6月1日 選定証授与式	6月27日 募集要領及びガイドブックを公表 6月28日～30日 自治体向け説明会（オンライン） 7月26日～8月26日 公募実施 有識者会議による審査、選定案の作成 <b>11月1日 結果公表</b>	年2回程度、 2025年度まで 募集実施

# 脱炭素先行地域の選定要件



要件		配点
① - 1	2030年度までに、脱炭素 <b>先行地域内の民生部門</b> （家庭部門及び業務その他部門） <b>の電力消費に伴うCO2排出の実質ゼロ</b> を実現すること。	25点
① - 2	地域特性に応じた温暖化対策の取組（民生部門の電力以外のエネルギー消費に伴うCO2やCO2以外の温室効果ガスの排出、民生部門以外の地域と暮らしに密接に関わる自動車・交通、農林水産業等の分野の温室効果ガスの排出等についても、地球温暖化対策計画と整合する形で地域特性に応じ少なくとも1つ以上の取組を実施する計画となっていること）	15点
②	再エネポテンシャル等を踏まえた再エネ設備の最大限の導入	15点
③	脱炭素の取組に伴う <b>地域課題の解決や住民の暮らしの質の向上</b>	20点
④	脱炭素先行地域の範囲・規模の特定	10点
⑤	計画の実現可能性（計画の具体性、関係者の調整方針等）	20点
⑥	取組の進捗管理の実施方針及び体制等	5点
⑦	<b>他地域への展開可能性</b>	10点
⑧	改正地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画の策定等	5点
	<b>評価委員の識見に基づく上記評価事項への上乗せ評価、又は、上記以の観点での評価（取組のインパクト、独自性、省エネの取組等）</b>	25点

150点 75

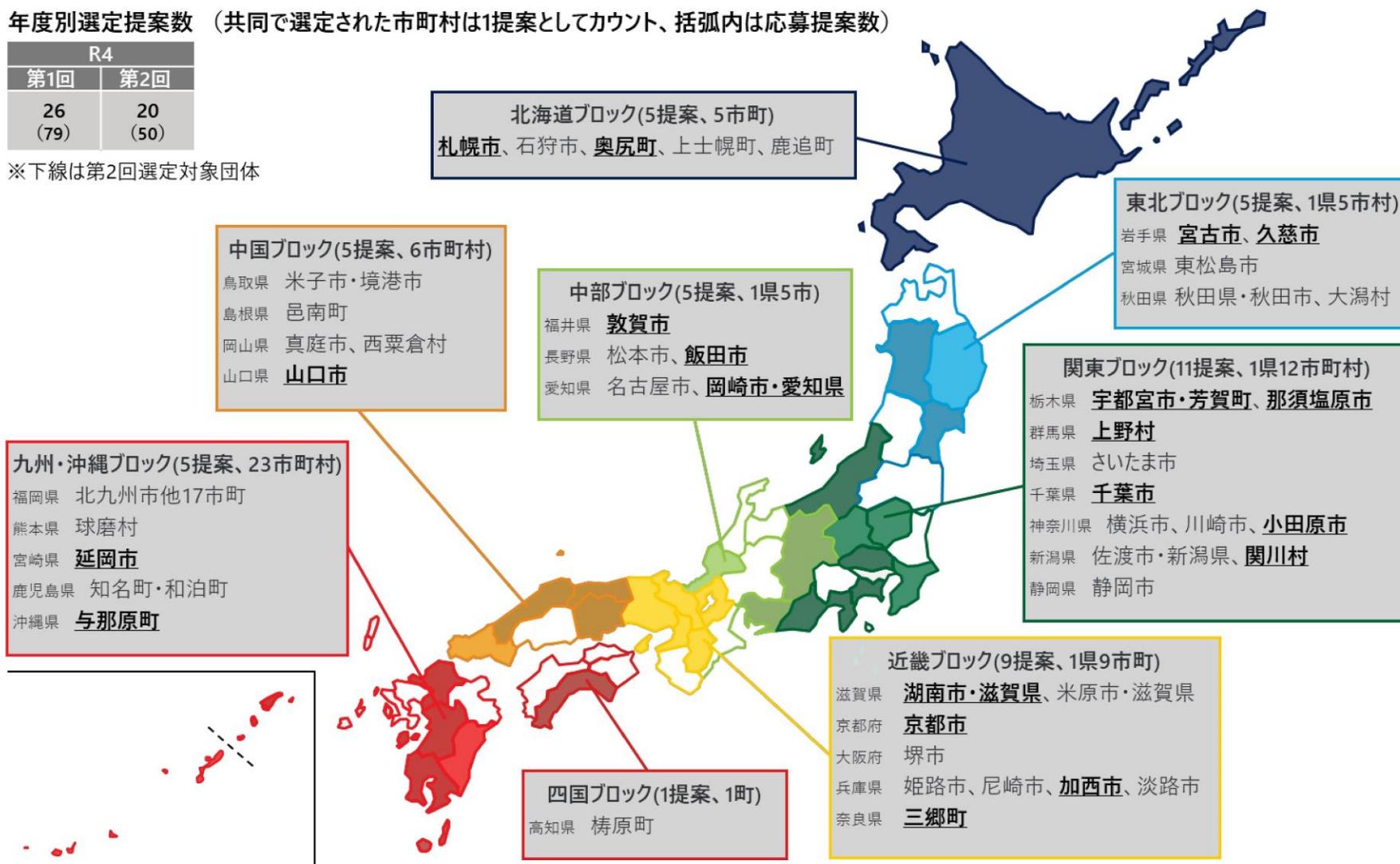
# 脱炭素先行地域の選定状況（第1回+第2回）

■ 第2回までに、全国29道府県66市町村の**46提案**が選定された。

年度別選定提案数（共同で選定された市町村は1提案としてカウント、括弧内は応募提案数）

R4	
第1回	第2回
26 (79)	20 (50)

※下線は第2回選定対象団体



# 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金



**地方公共団体**が、2030年度目標及び2050年カーボンニュートラルに向けて、意欲的な脱炭素の取組を複合的かつ複数年度にわたり、計画的に柔軟に実施することを可能とする**総合的な交付金により支援を実施**

**【令和5年度 概算要求】 400億円**（令和4年度予算 200億円）

## 脱炭素先行地域づくり事業

**交付対象**

脱炭素先行地域づくりに取り組む地方公共団体  
(一定の地域で民生部門の電力消費に伴うCO2排出実質ゼロ達成等)

**交付率**

原則 2 / 3 ※財政力指数が全国平均 (0.51) 以下の地方公共団体は、一部の設備の交付率を 3 / 4

**上限額**

50億円/計画

**支援内容**

再エネ設備、基盤インフラ設備、省CO2等設備等

- 地域の再エネポテンシャルを最大限活かした再エネ等設備の導入  
(再エネ発電設備、再エネ熱・未利用熱利用設備等)
- 地域再エネ等の利用の最大化のための基盤インフラ設備の導入  
(蓄エネ設備、自営線、再エネ由来水素関連設備、エネマネシステム等)
- 地域再エネ等の利用の最大化のための省CO2等設備の導入  
(ZEB・ZEH、断熱改修、ゼロカーボンドライブ、その他各種省CO2設備等)



## 重点対策加速化事業

自家消費型の太陽光発電など重点対策を加速的にかつ複合実施する地方公共団体

2 / 3 ~ 1 / 3、定額

都道府県：20億円、市区町村：15億円

※市区町村は、温対法に基づく促進区域における再エネ設備整備に5億円追加あり

重点対策の組み合わせ等

- 自家消費型の太陽光発電
- 地域共生・地域裨益型再エネの立地
- 業務ビル等の徹底省エネ・ZEB化誘導
- 住宅・建築物の省エネ性能等の向上
- ゼロカーボン・ドライブ





# 会社概要

会社名	プライム プラネット エナジー&ソリューションズ株式会社 (Prime Planet Energy & Solutions, Inc.)
代表取締役社長	好田 博昭
本社所在地	東京本社 東京都中央区日本橋室町二丁目1番1号 (日本橋三井タワー13階) <b>関西本社 兵庫県加西市鎮岩町194番地4</b>
設立	2020年4月1日
株主構成	トヨタ自動車株式会社 51% パナソニック株式会社 49%
事業内容	<b>車載用 高容量・高出力角形リチウムイオン電池の開発・製造・販売 上記以外の車載用次世代電池（新原理によるものを含む）の開発・製造・販売 その他付帯・関連事業</b>
従業員数	約8,000人（正社員 約5,900人：含、中国子会社2,600人）



# 「加西市」：「分かち合うみんなの電気 蓄電池のまち加西 ～地産地消エネルギーで結ぶ集落の暮らし～」

## 1. はじめに（提案地方公共団体の社会的・地理的特性等）

### 【社会的・地理的特性・地域資源】

- ・ 兵庫県南部に位置。大阪神戸から車で1時間。アクセス良好。
- ・ 『ものづくり』が盛んで、第2次産業が55%を超える。
- ・ 全国有数のため池密集地。※未活用のため池が多く存在。
- ・ 地域活性化拠点施設(Soraかさい)が4月に開業  
※鶉野飛行場周辺の戦争遺跡



### 【温室効果ガス排出の実績】

- ・ 産業部門がCO2排出量の約半分。
- ・ その他業務部門は、行政機関や大規模商業施設からの排出量が多い。



### 【地域課題】

- ① 生産年齢人口（特に若者）の減少による地域経済力の低下
- ② 九会(くえ)北部地区の人口減少
- ③ 急増する空き家
- ④ 活断層による震災リスク
- ⑤ 脆弱な生活交通インフラ

定住促進と地域経済活性化  
安心安全で豊かな暮らし

## 2. 脱炭素先行地域の概要（対象とする地域の位置・範囲、需要家数、民生部門の電力需要量等）

### 【対象とする地域の位置・範囲】

#### 1. サステイナブルタウン九会

- 既存住宅200戸
- 次世代型スマートタウン40戸
- 公共施設5箇所

#### 2. 加西市スマートグリッド

- 公共施設4箇所
- ※ 市役所、病院、小学校、市民会館

#### 3. 全ての市公共施設

- 1、2除く公共施設90箇所



車載用蓄電池を  
定置用に転用  
(コンテナ型)

### 【エリアの特徴・地域課題との関連性や設定理由】

1. 未来志向の「新たなまちづくり」の計画  
市域の均衡ある発展が不可欠
2. 主要公共施設や大型商業施設が立地  
防災面で重要な基幹施設の強靱化
3. 学校等の公共施設(避難所機能)が市域に点在  
公共施設の防災拠点化で市民全員への防災上のリスクヘッジに貢献

### 【実質ゼロの計算】

単位：万kWh/年

民生部門の電力需要量		再エネ等の電力供給量		省エネによる電力削減量
1,343	=	1,226	+	117

### 【導入予定の設備】

#### 1. サステイナブルタウン九会

- 太陽光発電 2.1MW ○ 蓄電池 1.9MWh

#### 2. 加西市スマートグリッド

- 太陽光発電 1.3MW ○ 蓄電池 1.3MWh

#### 3. 全ての市公共施設

- 太陽光発電 9.8MW ○ 蓄電池 9.6MWh

#### 4. 合計

- 太陽光発電 13.2MW ○ 蓄電池 12.8MWh

### 【総事業費（当初）】

約45億円

※ 交付金27、PPA事業者10、市8

### 3. 脱炭素先行地域における取組と効果

#### ○民生部門の電力消費に伴うCO2排出の実質ゼロの主な取組

##### 【取組の全体像】

太陽光発電の再生電力を、**車載用蓄電池の定置用への転用技術**やそれに関連するEMSを活用し、**先行地域内の自家消費率70%以上を達成**する。残った30%の再生電力は、地域エネルギー会社が調達する。

##### 1. サステナブルタウン九会の実現

ため池ソーラーの電力を、スマートグリッド化された公共施設・次世代型スマートタウンだけでなく、**系統線から既存住宅に供給**する。同時に、既存住宅を対象に**断熱リフォーム、太陽光発電設備・蓄電池の導入**を促進する。

##### 2. 加西市スマートグリッドの構築

主要機能を有する**近接公共施設をスマートグリッド化**し、**病院のZEB化**を図ることと、脱炭素化と同時にレジリエンス強化を実現する。

##### 3. 全ての市公共施設の脱炭素化の実現

市内に点在する**小中学校(避難所機能)等の全ての市公共施設**に、**太陽光発電設備・蓄電池を設置**し、脱炭素化と同時に市域全域の強靱化を実現する。

##### 4. 地域エネルギー会社の設立運用

上記の取組みを電力供給の観点から一体的にマネジメントし、**再生電力の地産地消を効率的に運用**する。加えて、市内全域に対して、行政施策と連動した脱炭素化事業を推進し、同時に**エネルギー代金の域内循環を実現**する。

#### ○民生部門電力以外の温室効果ガス排出量削減等の主な取組

1. コミバス(3台)・市公用車(11台)のEV化  
市公共施設に、再生電力100%のEVステーション整備(10台)

2. 旧日本海軍の鷗野飛行場跡に建設した平和学習施設「soraかさい」に、MaaSを活用したグリーンスローモビリティ(1台)を導入するとともに、蓄電池を併設した再生電力100%のLED街路灯(160基)を導入

#### ○地域課題の解決や住民の暮らしの質向上への効果

##### 1. 生産年齢人口（特に若者）の減少による地域経済力の低下

地域エネルギー会社の設立により、再生電力の地産地消だけでなく、**エネルギー代金の域内循環を実現**し、**地域経済の活性化**を図る。

##### 2. 九会(くえ)北部地区の人口減少

次世代型スマートタウンなどの開発計画を契機に、**子育て世代をターゲットに定住促進**を図り、九会北部地区の人口減少を抑制する。

##### 3. 急増する空き家

現行の空き家リフォーム補助に加えて、新たに制度化する**断熱リフォーム補助を併用**することで、年間通じて暮らしやすい室温を保つことで**快適な住環境を提供**する。

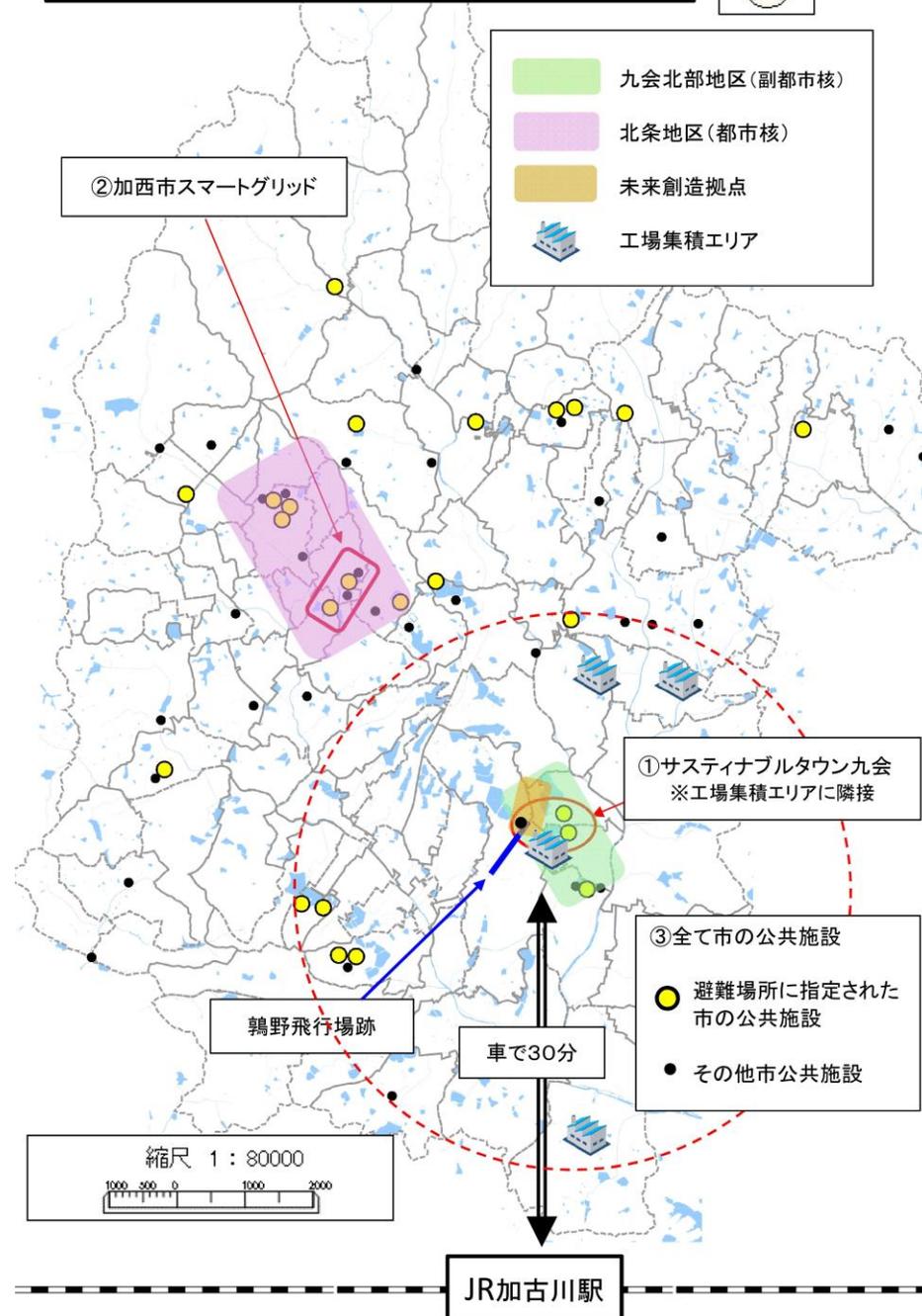
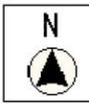
##### 4. 活断層による震災リスク

市内に点在する小中学校(避難所)に自立分散型の電源を設置することで、**市民が安心して暮らせる生活環境を提供**する。

##### 5. 脆弱な生活交通インフラ

利便性の高い公共交通の導入により、生活維持以外を目的とした外出を促進することで、**豊かで楽しい老後生活を提供**する。

# 対象地域の位置・範囲(市全域)



# 加西市スマートグリッド(案)



市役所

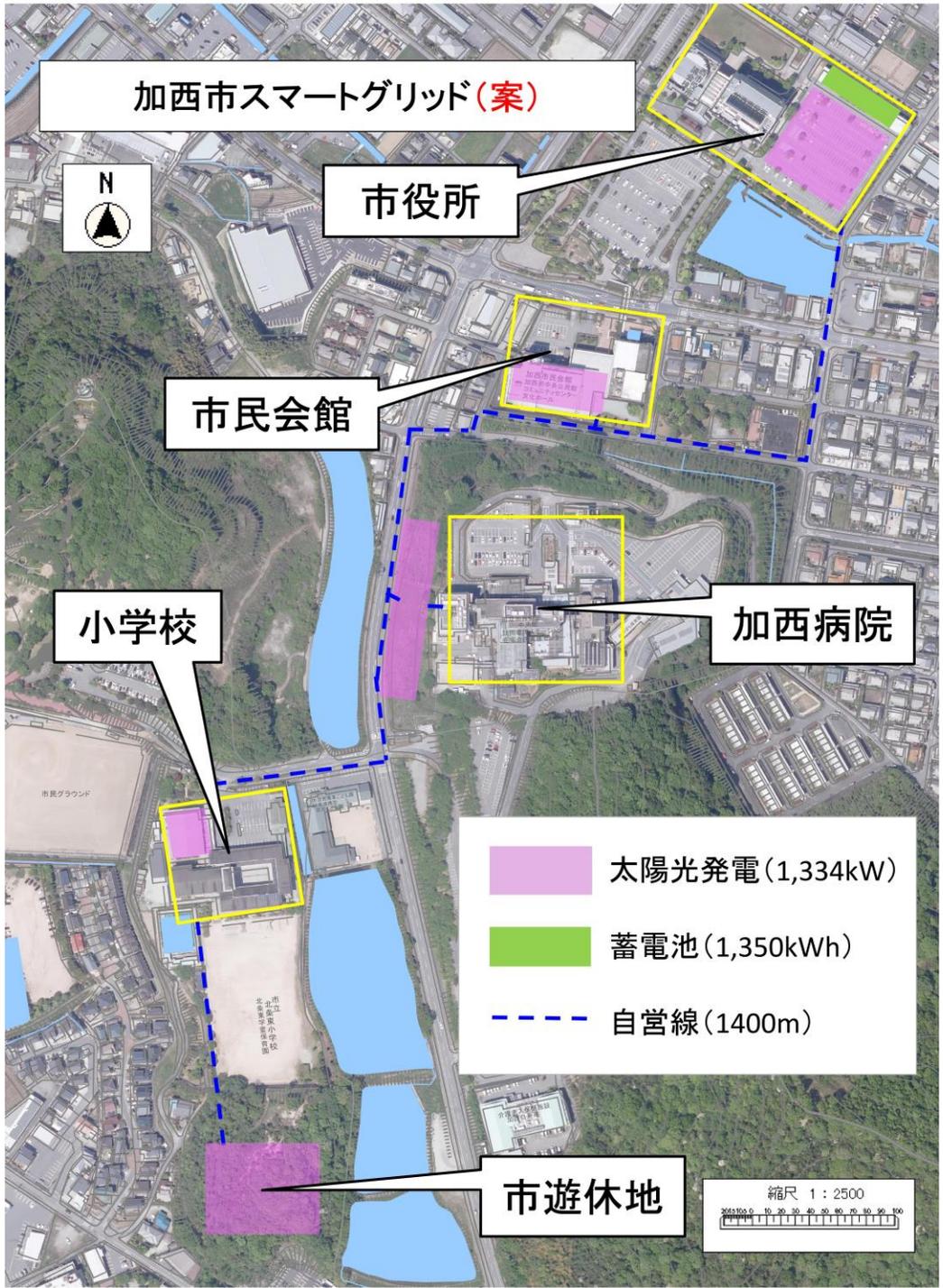
市民会館

小学校

加西病院

-  太陽光発電(1,334kW)
-  蓄電池(1,350kWh)
-  自営線(1400m)

市遊休地



# サスティナブルタウン九会(案)

～宮木3町、Soraかさい、(仮)道の駅かさい～



- まちづくり構想エリア  
(次世代型スマートタウン・既存住宅エリア除く)
- ため池ソーラーからRE100電力  
を既存住宅に提供
- スマートグリッド構築(自営線)

生物多様性の観点から、太陽光を設置しないため池

基幹道路整備

次世代型スマートタウン  
(40戸)

上宮木町

中学校

公民館

(仮)道の駅かさい

Soraかさい

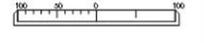
給食センター

下宮木村町

下宮木町

- (エリア内の電力需要家)
  - ・既存住宅200戸(宮木3町)
  - ・次世代型スマートタウン40戸
  - ・公共施設5施設
- (太陽光発電)
  - ・ため池太陽光2,000kw
  - ・中学校、給食センター81kw
  - ・既存住宅600kw
- (車載用リユース蓄電池)
  - ・ため池付近1,900kwh

縮尺 1 : 5000



Super Market

小学校・  
こども園



**ご清聴ありがとうございました**